

令和2年11月24日

関係各位

山口労働局労働基準部賃金室長

山口県特定（産業別）最低賃金の改正について

平素より、労働基準行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、山口県の特定の産業で働く労働者に適用される山口県特定（産業別）最低賃金を改正し、下記のとおりとなります。

つきましては、改正した山口県特定（産業別）最低賃金のリーフレットおよび掲載文例を送付いたしますので、窓口での備付け、広報誌（紙）への掲載等について、御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、ポスター等につきましては別途送付いたしますので御了承ください。

記

特定（産業別）最低賃金	最低賃金額 時間額	引上額	効力発生日
山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金	967円	1円	R2.12.15
山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	893円	1円	
山口県輸送用機械器具製造業最低賃金	937円	1円	
山口県百貨店、総合スーパー最低賃金	859円	7円	

担当

労働基準部賃金室

藤村・犬山

TEL 083-995-0372